(1)ある土地等の譲渡に伴い取得した土地建物等の │ ▽	下業年度 (は連結 下業年度			法人名 ()	別表十三八
事業用地適正化計画認定の日 1 平・・・	換地の	額を	得資産等 減額し、 て積み立	又は積立	26	円	(<u>八</u>) 平
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある	物等の取り	取得	身資産等 (17)	の価額	27		
土地等の交換等の場合の課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第65条の13第1項」又は「第4項」(※2)	の取得価額	油	譲渡直前の (14)		28		
②区分番号に、「00263」 ③当該別表十三(八)26欄の金額(同欄の金額が32欄の金額を超える場合には、32欄の金額(円単位))	金を支出に	資調	譲渡資産等の記 で支出した交換		29		以後終了
を記載してください	し係 名	恢	譲渡資産等σ (11)		30		 事 業
(※1)交換とともに交換差金を支出した場合又は譲り受けた土地建物等の取得価額が譲渡に係る対価の額を超える場合	場合又は譲対価の額を招	- 額	((28) + (29) ((27) + (28)		31		事業年度又
(※2)企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第65条の13第4項」、それ以外は「第65条の13第1項」	りえ	圧	縮 限 (27) — (31	度 額	32		₽ は 連 結
	受る一	縮	限 度 超 (26) — (32)	超過額	33		は連結事業年度分
変換等の年月日10 平・・ 35欄	耳	ζ	得 期	間	34	平 • •	度 分
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例(※1)を適用している場合には、適用額明細書の ①租税特別措置法の条項欄に、 「第65条の14第1項」又は「第3項」(※2) ②区分番号に、「00264」 ③当該別表十三(八)35欄の金額(同欄の金額が42欄の金額を超える場合には、42欄の金額(円単位))	特	特別勘定に経理した金額			35	円	Ì
	· / / / / / / / / / / / / / / / / /	/III	受ける土地 額 の 見		36		
	別		譲渡直前の (14)		37		
を記載してください	勘り	1/文	譲渡資産の (11)		38		
(※1)特別勘定を設けた場合 (※2)企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合は「第65条の14第3項」、それ以外は 「第65条の14第1項」		資 [譲渡に係る対付) 受ける土地?	建物等の価			
		Ø =±	頁の見積額が ⁹ (37) (37) (37)		00		_
明 取得した土地建物等の価額 17	を を 1	` 帳 り)受ける土地系 質の見積額を調	建物等の価 超えるとき	40		
交叉 交換取得資産等の帳簿 ^等 議価額を減額し、又は積立 18 により金として積み立てた金額	設。	価	(37) ×- 乗り受ける土±	地建物等の			_
	■ W and a second		西額の見積額だ 対価の額を制 (37) + ((36)	超えるとき	41		
五条 地名 地名 地名 地名 地名 地 物価 のの のの のの のの る。 を が 縮 を な。 な。 な。 な。 な。 な。 な。 な。 な。 な。 な。 な。 な。	- け ^算	繰 (36	入 限(39)、(40)	度 額 Zは(41))	42		
得り し受 に 取得資産等とともに取得 こと な か 差 会 の 類	18	欄	限度超	3 過 額	40		
場た 合土地 地建 額 (11) 度 額 22	交換:	等の場 明細書	合 の 課 税 の の	特 例(※1)を	3の区域内にある土 適用している場合に	
建物の 取得資産等の価額に	① 租税特別措置法の条項欄に、 「第65条の13第1項」又は「第4項」(※2) ② 区分番号に、「00263」						
等での取換得 (19) × (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20) (20)	を		場合には、			引 欄 の 金 額 が 2 4 欄 の 円 単 位))	金額
得超して たる たと場 圧 縮 限 度 超 過 額 25		物等と	交換差金を	取得した場	合 3	を取得した場合、土は 又は譲渡に係る対価	
答答 (18) — (24)	(※ 2)企業系	組織再編成	に伴い、誤	税(価 額を超える場合 の 特 例 の 適 用を受け 以 外 は 「第 65条 の 1	